第2期 新富町建築物耐震改修促進計画



平成30年3月

新 富 町

はじ	かに	1
第1:	章 基本方針	2
1.	計画の目的	2
2.		
3.	計画の位置付け	2
第2	章 建築物の耐震化の実施に関する目標	ອ
1.	想定される地震の規模及び想定される被害の状況	g
2.	耐震化の現状と目標設定	
第3	章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	10
1.	耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針	10
2.	耐震診断及び改修の促進を図るための支援策	11
3.	安心して耐震改修を行うことができる環境の整備	
4.	地震時の総合的な安全対策	
5.	地震発生時に通行を確保すべき道路について	13
第4	章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項	14
1.	地震ハザードマップの作成・公表	14
2.	パンフレットの作成・配布とその活用	14
3.	リフォームにあわせた耐震改修の誘導	14
4.	地域住民等との連携	14
第5	章 建築物の所有者に対する耐震診断又は耐震改修の指導等のあり方	15
1.	所管行政庁との連携	15
2.	指導・助言、指示等の対象建築物	15
	指導・助言、指示等の対象建築物章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する必要な事項	
		17
第6:	章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する必要な事項	17
第6章 1.	章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する必要な事項 関係団体等との連携	17
第6章 1. 2.	章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する必要な事項 関係団体等との連携	17
第6章 1. 2.	章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する必要な事項 関係団体等との連携 その他	17 17 17

はじめに

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が失われた。この地震による直接的な死者は、5,502人であり、さらに、この9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものだった。この教訓を踏まえて、平成7年に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(以下「法」という。)が制定された。

その後も、平成 16 年 10 月の新潟県中越地震や、平成 17 年 3 月の福岡県西方沖地震の発生などを受け、平成 18 年 1 月には最初の法改正が行われた。この法改正に伴い、国は「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(以下「国の基本方針」という。)を、都道府県は耐震改修促進計画を定め公表することが規定された。また、市町村は市町村耐震改修促進計画策定の努力義務が定められ、本町においても、平成 21 年 3 月に「新富町建築物耐震改修促進計画」(以下「第 1 期計画」という。)を策定したところである。

第1期計画策定以降においても、平成23年3月には東日本大震災、平成28年4月には熊本地震が発生し、更には東海、東南海・南海地震などについて発生の切迫性が指摘されている。一方で、住宅・建築物の耐震化が国の示した目標から遅れていることもあり、平成25年11月には再度の法改正が行われ、不特定多数の者や避難弱者が利用する大規模な建築物について耐震診断を義務付けるなど、耐震化の促進について更なる取組みの強化が図られた。

こうした状況を踏まえ、宮崎県では、平成28年3月に、「宮崎県建築物耐震改修促進計画」(以下「県計画」という。)を改定しており、本町においても第1期計画の改定を行い、本町における建築物の耐震診断及び耐震改修等を計画的かつ総合的に進めることにより、既存建築物の耐震化を促進し、災害に強いまちづくりを進めるものである。

第1章 基本方針

1. 計画の目的

新富町建築物耐震改修促進計画(以下「本計画」という。)は、地震による建築物の倒壊等の被害から、町民の生命や財産等の損失を未然に防ぐため、昭和56年5月以前に建築された住宅・建築物の耐震診断 ^①や耐震改修 ^②を総合的かつ計画的に推進し、耐震化の促進を図ることを目的とする。

2. 計画の期間

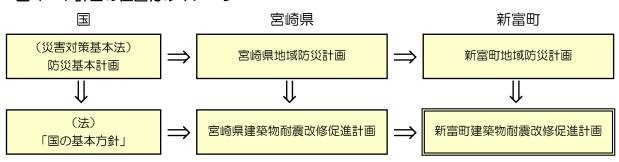
本計画の計画期間は、平成30年度から平成37年度までの8年間とする。なお、必要に応じて見直しを行うものとする。

3. 計画の位置付け

本計画は、国の基本方針に基づき、町内の既存建築物の耐震改修等に関する施策の方向性を示す計画であり、法第6条第1項の規定に基づき策定する。

また、本計画は、県計画との整合を図るとともに、「新富町地域防災計画 ^③」を上位計画として位置付ける。

図 1-1 計画の位置付けイメージ



^①耐震診断:建物の形状や老朽化の程度、ひび割れ、変形等による損傷具合等を総合的に調査し、地震等の揺れによる建物の被害の大きさや安全性を、専門的な計算により数値化して判断すること。

②耐震改修: 地震に対する安全性の向上を目的として、建築物の増築、改築、修繕もしくは模様替え又は建物敷地の整備を行い、耐震性の向上を図ること。

③新富町地域防災計画:災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)に基づき、町民の生命・財産を守るために町が取るべき災害対策を規定する計画。

第2章 建築物の耐震化の実施に関する目標

1. 想定される地震の規模及び想定される被害の状況

宮崎県で想定される地震は、「宮崎県地域防災計画 ^④」において、①日向灘南部地震、②日向灘北部地震、③えびの・小林地震、④東南海・南海地震、⑤南海トラフ巨大地震の5ケースが想定されている。

そのうち、県及び本町に最も大きな被害が予想されている南海トラフ巨大地震の被害想定 (2ケース^⑤)を(表 2-1)に示す。

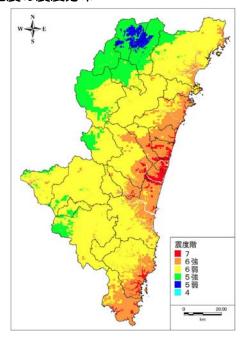
より被害が大きい想定ケース①では、本町で建物全壊・半壊あわせて約 4,200 棟、死傷者が約 1,030 人と、非常に大きな被害が見込まれている。

表 2-1 南海トラフ巨大地震の被害想定概要

<u> </u>	3, 2, 2, 4, 2, 3		•		公と 110年100年20日本に例文						
		南海トラフ巨大地震									
	項目		ース①	想定ケース②							
		宮崎県	新富町	宮崎県	新富町						
出売の出井	マグニチュード	9.1									
地震の規模	最大震度	7 ©									
7++4>	全壊	約 89,000 棟	約 2,300 棟	約88,000棟	約 2,300 棟						
建物被害	半壊	約124,000棟	約 1,900 棟	約129,000棟	約 1,800 棟						
1 6572	死者	約 35,000 人	約 350 人	約 28,000 人	約 230 人						
人的被害	負傷者	約 24,000 人	約 680 人	約 27,000 人	約 550 人						

(宮崎県ホームページより)

図 2-1 南海トラフ巨大地震の震度分布



(宮崎県ホームページより)

④**宮崎県地域防災計画:**災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)に基づいて設置された、宮崎県防災会議が策定する計画。

[©] **想定ケース**: 想定ケース①は、内閣府が設定した地震津波モデルを用いて、県独自に再解析した地震動及び津波浸水想定に基づくケース。想定ケース②は、県独自に設定した地震津波モデルによる地震動及び津波浸水想定に基づくケース。(県計画より)

⑥震度7:立っていることができず、這わないと動くことができない。固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。耐震性の低い木造住宅では、傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。(県計画より)

2. 耐震化の現状と目標設定

(1) 新富町の住宅耐震化の現状と目標

平成 25 年の住宅・土地統計調査 ®を基に、平成 29 年度末の住宅の耐震化の状況を、国の耐震化率の推計方法 ®に準じて算定すると、(表 2-2) のとおり、本町の居住世帯のある住宅等の耐震化率 ®は 76.5%と推計され、第 1 期計画の目標であった 90%には届いていない。

地震による人的被害を半減させるためには、減災効果の大きな住宅の耐震化に継続的に取り組む必要があり、本計画では県計画を踏まえ、住宅の耐震化率の目標を第 1 期計画から継続し、平成 32 年度末までに90%を目指すものとする。

平成 32 年度末の住宅の耐震化率は、平成 29 年度から 3 年間の自然更新等により 79.0%と推計されることから、耐震化率を90%とするためには、(図 2-2: P5)のとおり、今後3年間で約810戸の耐震改修が必要となる。

表 2-2 新富町の住宅耐震化の現状と目標

区分	住宅数 ① (②+④)	昭和56年5月 以前の住宅② うち 耐震性有③	昭和 56 年 6 月 以降の住宅 ④	耐震性有 住宅数⑤ (③+④)	現 状 の 耐震化率 (%) (平成29年度末) (⑤/①)	耐震化率 の 目 標 (%) (平成32年度末)
木造戸建	6,020	1,880	4,140	4,400	73.1%	_
共 同住宅等	860	10	850	860	100.0%	_
合 計	6,880	1,890 270	4,990	5,260	76.5%	90%

(単位:戸)

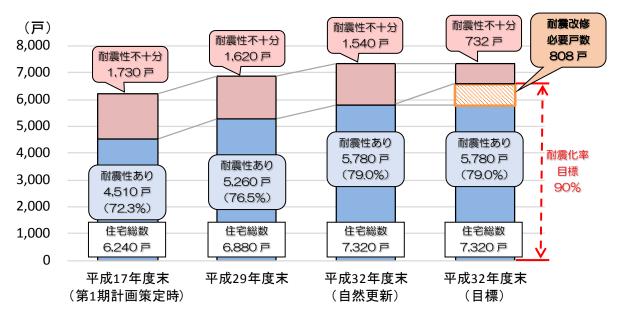
※県計画において、「平成 25 年住宅・土地統計調査」を基に、国の耐震化率の推計方法に準じて算定 された内容を踏まえ、本町分を推計

[©] 住宅・土地統計調査: 我が国の住宅に関する最も基礎的な統計調査。住宅及び世帯の居住状況の実態を把握し、 その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることを目的に、総務省統計局が5年ごと に実施している。

[®] 国の耐震化率の推計方法:「国の基本方針」における、住宅及び多数の者が利用する特定建築物の現状の耐震化率を推計する方法。

[『]耐震化率:耐震性がある住宅・建築物(昭和56年6月以降の建築物+昭和56年5月以前の建築物のうち耐震性がある建築物)の数が、住宅・建築物総数に占める割合。

図 2-2 住宅の耐震化状況の推移と目標



※住宅数、耐震性の有無等は推計値

(2) 新富町の特定建築物(町有施設)

多数の者が利用する特定建築物®のうち、町有施設は災害時の活動拠点や避難施設になることから、積極的に耐震化を促進することが重要である。

本町が所有する多数の者が利用する特定建築物は、平成 30 年 3 月時点で全施設耐震 化が完了しており、第 1 期計画の目標あった 90%を上回っている。

表 2-3 多数の者が利用する特定建築物(町有)の耐震化の現状と目標

	特定建築物		建築物数	昭和56年5月以前		昭和56年6月以降	耐震性有建築物数	現 状 の 耐震化率 (%)	耐震化率の目標
法	用	途	(2+4)	の建築物 ②	うち耐震 性有③	の建築物 ④	(3+4)	(平成29年度末) (⑤/①)	(%) (平成27年度末)
		小•中 学校	7	1	1	9	7	100.0%	
	災害時 の拠点	役場 庁舎	2	1	1	1	2	100.0%	
多	となる 建築物	体育館	2	1	1	1	2	100.0%	_
数の		その他	1	0	0	1	1	100.0%	
者が利用	不 多 者 用 建 築 物 す る 物 り る 物 り る 物 り る り り る り も り も り も り も り も り も り も り	劇場、集会所	1	0	0	1	1	100.0%	-
する建築物	特 数 が 利 る 類 類 動 利 る 物 り い り の り り り り り り り り り り り り り り り り	共同 貸 住宅	80	2	2	6	8	100.0%	_
ניו	合	ā†	21	5	5	16	21	100.0%	90%

※建築物個別の情報は(表 2-5: P8)参照 (単位: 棟)

⑩ 特定建築物: 法第 14 条に規定する一定規模以上の建築物(対象用途及び規模要件は表 2-4: P7 参照)

表 2-4 特定建築物の用途別規模要件一覧表

2	· - 18	f 上连架初切用述別戏候安什	一見衣		
法	区分	用途	特定既存耐震不適格 建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不 適格建築物の要件	耐震診断義務付け 対象建築物の要件
	災害時の拠点 となる建築物	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若 しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 *屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ1,500㎡以上 *屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ3,000㎡以上 *屋内運動場の面積を含む
		老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者 福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
		老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害 者福祉センターその他これらに類するもの			
		体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
		幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
		小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若 しくは特別支援学校以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
		病院、診療所		階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着 場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の 用に供するもの		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	103.03.1
		保健所、税務署その他のこれらに類する公益 上必要な建築物			
法	不特定多数の 者が利用する 建築物	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設			
第 1		劇場、観覧場、映画館、演芸場			
4		集会場、公会堂			
条第		展示場			
第 1		卸売市場			
号		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営 む店舗		階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
		ホテル、旅館			
		博物館、美術館、図書館			
		遊技場			
		公衆浴場			
		五 來/百場			
		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラ ブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
		理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これら に類するサービス業を営む店舗			
	杜中々物の老	自動車車庫その他の自動車または自転車の停留又は駐車のための施設			
	特定多数の者 が利用する建 築物	賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿			
		事務所			
		工場(危険物取扱建築物を除く)			
	法第14条 第2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建 築物(危険物取扱建築物)	法令で定める数量以上の危険物 を貯蔵、処理する全ての建築物	500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上 (敷地境界線から一定距離以内 に存する建築物に限る)
	法第14条 第3号	避難路沿道建築物	耐震改修等促進計画で指定する 避難路の沿道建築物であって、 前面道路幅員の1/2超の高さの 建築物(道路幅員が12m以下 の場合は6m超)	左に同じ	耐震改修等促進計画で指定する 重要な避難路の沿道建築物で あって、前面道路幅員の1/2起 の高さの建築物(道路幅員が 12m以下の場合は6m超)

表 2-5 多数の者が利用する特定建築物(町有)一覧表

区分	用途	建物名	構造	階数	建築年	耐震状況
		富田小学校(校舎)	RC [®]	3	昭和 36 年	改修済み
	小学校	新田小学校(校舎)	RC	3	平成 22 年	_
		上新田小学校(校舎)	RC	3	平成 29 年	_
		富田中学校(校舎)	RC	3	平成元年	_
	中兴 **	富田中学校(屋内運動場)	RC	2	平成7年	_
災害時の拠点と	中学校	新田中学校(校舎)	RC	3	平成 23 年	_
なる建築物		上新田中学校(校舎)	RC	2	平成 16 年	_
	勿坦亡金	庁舎本館	RC	3	昭和 45 年	改修済み
	役場庁舎	庁舎新館	RC	3	平成3年	_
	/ / 六 公	新富町体育館	RC	2	昭和 49 年	改修済み
	体育館	新富町西体育館	RC	2	昭和 58 年	_
	その他	総合交流センター	RC	2	平成 27 年	_
不特定多数の者が 利用する建築物	劇場、集会所	文化会館	RC	6	平成 12 年	_
		仲伏団地	RC	3	昭和 57 年	_
		新町新団地A棟	RC	4	昭和 55 年	耐震性あり
		栗野田団地A棟	RC	4	昭和 63 年	_
特定多数の者が	+日佳代方字	栗野田団地B棟	RC	4	平成元年	_
利用する建築物	共同賃貸住宅	宮ヶ平団地C棟	RC	4	昭和 60 年	_
		新成法寺団地A棟	RC	3	昭和 56 年	耐震性あり
		柳田団地	RC	3	平成6年	_
		新前原団地	RC	3	昭和 58 年	_

※建築年は対象棟のうち最も古い年

^⑪ RC:鉄筋コンクリート造

(3) 町有施設(階数2以上又は200㎡を超える建築物)

町有施設のうち、多数の者が利用する特定建築物については耐震化が完了しているが、 特定建築物の用途、規模要件に該当しない町有施設についても耐震化を促進していくこ とが必要である。

本町の階数 2 以上又は 200 ㎡を超える建築物の耐震化状況は (表 2-6) に示すとおりであり、耐震化率は 87.2%となっている。今後はこれらの建築物について、その用途、規模及び機能等を踏まえ、耐震化を図るものとする。

表 2-6 階数 2 以上又は 200 ㎡を超える町有建築物の耐震化の現状

建築物の用途	建築物数 ① (②+④)	昭和 56 年 5月以前 の建築物 ②	うち耐震性 有③	昭和 56 年 6月以降 の建築物 ④	耐震性有 建築物数 ⑤ (③+④)	現 状 の 耐震化率 (%) (平成29年度末) (⑤/①)
災害時の拠点となる 建築物	16	4	0	12	12	75.0%
不特定多数の者が利用 する建築物	12	4	3	8	11	91.7%
特定多数の者が利用 する建築物	11	1	1	10	11	100.0%
合 計	39	9	4	30	34	87.2%

※現在使用されていない建築物を除く

(単位:棟)

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1. 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針

建築物の耐震化を促進するためには、まず建築物の所有者が、地域防災対策等を自らの問題、地域の問題として意識し、取り組むことが不可欠である。

町はこうした所有者に対して、耐震性の向上に向けた意識の啓発に取り組むとともに、所有者の取組みをできる限り支援する観点から、所有者にとって、耐震診断及び耐震改修が行いやすいような情報の提供等を含めた環境の整備、負担軽減のための制度の構築など、必要な施策を講じて、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本的な取組み方針とする。

(1) 建築物所有者の役割

建築物所有者は、所有する建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努める。さらに、特定建築物の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努める。

(2) 新富町の役割

本町は、建築物の所有者として自ら所有する公共建築物の耐震化に率先して取り組む。また、町内の建築物は、宮崎県が所管行政庁²⁰として、法による指導・助言、指示等を行うことになる。これらの指導等に当たっては、町と県が連携した指導等を行うことが望まれる。

このため町は、県との連絡・協議体制を整備し、指導等に協力し、的確に町内の建築物の耐震化を推進する。

なお、法による指導及び助言、指示等の対象となる建築物は(表 2-4:P7)のとおりである。

[『] 所管行政庁:建築主事を置く市町村の区域においてはその市町村(宮崎市、都城市、延岡市、日向市)の長で、その他の市町村の区域は都道府県知事である。

2. 耐震診断及び改修の促進を図るための支援策

本町では、建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について普及・ 啓発に積極的に取り組むとともに、耐震化への取組みをできる限り支援する観点から、耐震 診断への補助に加え、耐震改修設計、耐震改修への補助事業を行っている。また、耐震改修 補助事業では、多くの方が利用しやすい制度となるよう、段階的な補助制度を取り入れたと ころである。

これらの事業とあわせ、県との共同のもと、国の税制(耐震改修促進税制、住宅ローン減税)、金融機関による融資等の活用を図り、建築物の耐震化の促進を図るものとする。

(補助事業等の概要は資料編参照)

3. 安心して耐震改修を行うことができる環境の整備

建築物所有者が、安心して耐震診断及び耐震改修が行えるよう、情報提供等を含めた環境 整備に努める。

(1) 専門技術者の養成・紹介体制の整備

県では、県民が耐震診断や耐震改修工事を依頼する際に安心して相談できる技術者の確保を図るため、建築士を対象とした講習会を毎年開催し、「宮崎県木造住宅耐震化リフォーム推進事業(木造住宅の耐震診断)」を行う専門家である、「宮崎県木造住宅耐震診断士」を養成・登録するとともに、市町村に名簿を配布している。

本町においても、その名簿を活用し、耐震診断について誰もが気軽に相談できるよう、 住民への情報提供を行う。

(2) 相談体制の整備及び情報提供の充実

町民からの住宅等の耐震診断及び耐震改修に関する問い合わせ等に対応するため、県 (建築住宅課、西臼杵支庁及び各土木事務所)及び本町の都市建設課に設置している耐震 診断及び耐震改修に関する相談窓口の活用を図り、情報提供を積極的に実施する。

また、相談体制や情報提供の充実のため、県の担当課のほか、(一社)宮崎県建築士事務所協会、宮崎県住宅供給公社等の建築関係団体との連携を図る。

4. 地震時の総合的な安全対策

(1) 建築物等における被害の防止対策

平成17年3月の福岡県西方沖地震や、同年8月の宮城県沖地震、平成23年3月の東日本大震災等の被害の状況から、ブロック塀の安全対策、窓ガラスの飛散対策、大規模空間を持つ建築物の天井の落下防止対策、地震時のエレベータの閉じ込め防止対策、よう壁、がけ地等の災害対策等の必要性が改めて指摘されている。このため町では県と連携し、被害の発生するおそれのある建築物を把握するとともに、建築物の所有者に必要な対策を講じるよう指導に努める。

(2) 地震発生時の対応

地震により建築物及び宅地等が被害を受け、被災建築物等の応急危険度判定[®]が必要となった場合、町は判定実施本部等を設置し、応急危険度判定士[®]の派遣要請や、判定活動の実施等必要な措置を講じ、余震による二次災害の未然防止に努める。

また、被災建築物の被災度区分判定 ^⑤の結果、補修することにより継続使用が可能な建築物については、「再使用の可能性を判定し、復旧するための震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針」((一財)日本建築防災協会)等に基づく家屋の応急復旧を促進する。

[®] 被災建築物応急危険度判定:余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から二次災害を防止し、住民の安全 の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危 険の程度を判定・表示等を行うこと。

[@]**応急危険度判定士:**被災建築物応急危険度判定に従事する者として、県知事が定める者。

⑥被災度区分判定:被災度区分判定は、損傷率と損傷状況という2つの観点から調査が実施され、調査結果は部位ごとに5つの被災度(軽微、小破、中破、大破、破壊)に区分される。当該建築物の適切かつ速やかな復旧に資することを目的に行われる

5. 地震発生時に通行を確保すべき道路について

県計画では、法第5条第3項第3号に基づき、宮崎県地域防災計画で位置づけられた第一次・第二次緊急輸送道路を、大地震時に沿道建築物の倒壊により緊急車両の通行や避難に支障がないよう、当該建築物の所有者が耐震診断を行い、その結果により耐震化を行うよう努力を求める路線として指定している。

本町に接道する第一次・第二次緊急輸送道路は(表3-1)に示すとおりである。

本町としては、本計画において法第6条第3項第2号に基づく指定は行わないが、当該路線の沿道建築物に対し、所管行政庁である県が行う周知・指導等に連携して取り組むものとする。

表 3-1 新富町に接道する第一次・第二次緊急輸送道路

第一次緊急輸送道路	一般国道 10号
	一般国道 219 号
	県道 24 号高鍋高岡線
	県道 312 号木城西都線
	(東九州自動車道)
	(西都インター線)
第二次緊急輸送道路	県道 18 号荒武新富線
	県道 44 号宮崎高鍋線

※()は新富町に接道するが通行を阻害する沿道建築物がない路線

図3-1 新富町に接道する第一次・第二次緊急輸送道路位置図



第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及 に関する事項

1. 地震ハザードマップの作成・公表

町民自らが耐震診断及び耐震改修を実施していくためには、自分が住んでいる地域の地震に対する危険性を十分に認識していることが必要である。県では、県内に最も大きな被害をもたらすと予想されている南海トラフ巨大地震の被害想定結果やハザードマップ[®](震度分布、液状化可能性予測、急傾斜地崩壊危険度予測の3種)をインターネット上で公表[®]している。

本町においても、県の被害想定を活用し、町内の震度分布を図示した地震ハザードマップを、平成30年3月に作成・公表した。これらを活用し、地震に関する地域の危険度について周知を図る。

2. パンフレットの作成・配布とその活用

既存建築物の耐震性の向上を図るため、本町ではこれまで町広報・パンフレット等の活用 や、県が開催するセミナー等の告知を通じて、一般住民や建築物所有者に対する普及・啓発 に努めてきた。今後も、県及び建築関係団体等と連携し、耐震化等に関する情報提供を行い、 各種助成制度や耐震化の必要性・重要性についてさらなる普及・啓発に努める。

3. リフォームにあわせた耐震改修の誘導

住宅設備のリフォーム、バリアフリー等の機会を捉えて耐震改修の実施を促すことが費用 面でのメリットもあり効果的であることから、県が例年実施している各種イベント等の相談 会の情報提供をはじめ、建築関係団体とも連携し、リフォーム等とあわせて耐震改修が行わ れるよう普及・啓発を図る。

また、住宅関係団体や公的機関の幅広い参加により運営される、住宅情報のポータルサイト、「住まいの情報発信局」は、住宅関連の多様な情報を中立的な立場から提供していることから、積極的に町民へ PR を行っていく。

住まいの情報発信局 URL : http://www.sumai-info.jp/

4. 地域住民等との連携

地震防災対策は、自らの命は自らで守る「自助」の取組みと併せて、地域での支え合い・助け合いによる「共助」の取組みが重要であることから、地震発生後の迅速な避難や、住宅の耐震化等の対策が地域全体の取組みとなるよう、自治会及び自主防災組織と連携を図るとともに、積極的な情報提供等により自主防災活動を支援していく。

⑤ ハザードマップ:災害予測図、危険範囲図、災害危険箇所分布図ともいい、ある災害に対して危険なところを地図上に示したもの。震度分布、液状化予測、急傾斜地崩壊危険度予測等、それぞれの災害の種類に応じて策定されている。過去にあった災害の解析に基づき、地形・地質・植生・土地利用などの条件により危険度を判定し、通常は危険度のランク付けがなされている。

[©] インターネット上で公表: 宮崎県ホームページ及び新富町ホームページ内で、「建築物耐震改修促進計画」で検索すると確認可能。

第5章 建築物の所有者に対する耐震診断又は耐震改修の指導等のあり方

1. 所管行政庁との連携

法の規定に基づく指導・助言、指示等の権限を持つ所管行政庁(宮崎県)と連携し、民間 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に努める。

2. 指導・助言、指示等の対象建築物

法の規定に基づく指導・助言、指示等の対象建築物は(表 5-1)のとおりである。平成25年の法改正により、耐震診断の実施及び公表が義務付けられる「要緊急安全確認大規模建築物」、「要安全確認計画記載建築物」が新たに規定されている。

表 5-1 法により規定される耐震診断及び耐震改修の指導・助言等の対象建築物

		耐震診断			耐震改修		
			所管行政	対 庁		戸	管行政庁
	所有者	報告命令• 結果公表	指導・助言	指示· 公表	所有者	指導・助言	指示• 公表
①要緊急安全確認大規模 建築物 (不特定多数のものが利用する大規模建築物等であって耐 震性が不明な建築物)	義務	0	ı	_	努力義務	0	0
②要安全確認計画記載建 築物 (防災拠点建築物等)	義務	0	ı	1	(地震に 対する安 全性の向	0	0
③特定既存耐震不適格建築物 (多数の者が利用する一定規模以上の建築物、危険物取扱建築物、耐震改修促進計画に定めた道路を閉塞させる建築物)	努力義務	_	0	〇 (地震に対する安 全性の向上が特に 必要な一定の用途 及び規模以上のも のに限る) (表 2-4 参照)	上を図る 必要が有 るとき)	0	〇 (地震に対する安 全性の向上が特に 必要な一定の用途 及び規模以上のも のに限る) (表 2-4 参照)
④既存耐震不適格建築物 (住宅や小規模建築物を含め 耐震関係規定に適合しない全 ての建築物)	努力義務	_	0	_	努力義務 (必要に 応じて)	0	_

[※]③は①を包含し、②を除いている。耐震改修の欄は③であって①以外のものについて記載。 ④は①、②、③を包含している。耐震改修の欄は④であって①、②、③以外のものについて記載。

(1) 要緊急安全確認大規模建築物

平成 25 年の法改正により、病院・店舗・旅館などの不特定多数の者が利用する建築物、学校・老人ホームなどの避難弱者が利用する建築物、一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場のうち大規模なもの等(耐震性が不明な建築物に限る)について、耐震診断を実施し、その結果を所管行政庁から公表することが義務付けられた。

本町において上記に該当するものは富田小学校のみであるが、平成 20 年度に耐震改修が完了しており、耐震性は確保されている。

(2) 要安全確認計画記載建築物

平成25年の法改正により、県は被災時に防災拠点として機能する庁舎・病院・避難所等を、県及び市町村は緊急輸送道路等の重要な避難路沿道建築物を、要安全確認計画記載建築物に指定し、耐震改修促進計画に位置付けることが可能となった。

要安全確認計画記載建築物に指定された建築物は、要緊急安全確認大規模建築物と同様、耐震診断を実施し、その結果を所管行政庁から公表することが義務付けられている。

平成 29 年 12 月の県計画の改定では、防災拠点として(表 5-2)に示す建築物が指定され、耐震診断結果を平成 34 年 3 月末までに報告することが義務付けられている(本町の建築物は含まれず)。

また、県計画においては、「重要な避難路」の指定は行われておらず、本町には現時点で要安全確認計画記載建築物は存在しない。

表 5-2 県内の要安全確認計画記載建築物(防災拠点)

<u> </u>		
建築物名称	所在市町村	所管行政庁
小林市役所須木庁舎	,I),++ ,	
小林市役所野尻庁舎	小林市	県
日向市役所本庁舎	日向市	日向市
西都市本庁舎	西都市	
高原町役場本庁舎	高原町	
西米良村庁舎	西米良村	県
日之影町役場庁舎	日之影町	
五ヶ瀬町本庁舎	五ヶ瀬町	

(3) 特定既存耐震不適格建築物

法第 14 条に定める特定既存耐震不適格建築物の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うことが努力義務として規定されている。

所管行政庁である県は、上記建築物の所有者に対して、耐震診断又は耐震改修の指導及び助言を行い、さらに、必要に応じて法第 15 条による指導及び助言、指示、公表を行うものとしている。

(4) 既存耐震不適格建築物

住宅をはじめとする上記(1)~(3)の建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うことが努力義務として法第 16 条第 1 項に規定されている。

所管行政庁である県は、法第 16 条第 2 項に基づき、必要な指導及び助言を行うものとしている。

第6章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する必要な事項

1. 関係団体等との連携

建築物の耐震化を促進するためには、県との連携はもちろんのこと、「宮崎県住宅供給公社」や「(一社)宮崎県建築士会」、「(一社)宮崎県建築士事務所協会」をはじめとした建築関係団体や、「宮崎県建築連絡協議会」、「宮崎県住生活協議会」等と協働して、住民への働きかけや、町の建築相談業務の補完等を実施していくことが重要であり、今後ともこうした建築関係団体等とさらなる連携を図り、一般住民や建築物所有者に対する啓発等を行っていく。

2. その他

本計画は、原則5年ごとに検証する。

資 料 編

1. 新富町の補助制度概要

■ 新富町木造住宅耐震診断事業

- 1/1 L - 1 1/1 L - 1/10/05/05 - 1/10 / 1/10				
事業名	新富町木造住宅耐震診断事業			
補助対象	 対象住宅の所有者が新富町在住であること 昭和56年5月31日以前に建築され、現に居住している住宅であること 2階建て以下の1戸建て在来工法木造住宅であること(パネル工法など特殊な工法でないもの) ※店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の部分の床面積が延べ面積の1/2未満のもの)を含む 			
費用	住宅1棟につき耐震診断に必要な経費60,000円のうち、6,000円を自己負担※自己負担額については、「一般財団法人 宮崎県建築住宅センター」の助成を受けることが可能			

(平成30年3月現在)

■ 新富町木造住宅耐震改修設計事業補助

事業名	新富町木造住宅耐震改修設計事業補助
・ 「新富町木造住宅耐震診断事業」を利用して耐震診断を行 で、診断の結果、上部構造評点が 1.0 未満と判定されたも	
費用	• 耐震改修設計に要する経費の 2/3 以内、かつ上限 10 万円

(平成30年3月現在)

■ 新富町木造住宅耐震改修事業補助

事業名	新富町木造住宅耐震改修事業補助
補助対象	• 「新富町木造住宅耐震診断事業」を利用して耐震診断を行った住宅で、診断の結果、上部構造評点が 1.0 未満と判定されたものを、1.0以上(一応倒壊しない)とする改修工事 ※耐震改修工事と関係のないリフォーム工事等の部分は、補助対象外
費用	《一般型》 ・耐震改修工事に要する経費の3分の1以内、かつ上限50万円 ※耐震診断の結果、上部構造評点が0.7 未満と判定されたものについては、耐震改修工事に要する経費の1/2以内、かつ上限75万円 (段階的第一段階》) ・耐震診断の評点が0.7 未満と判定されたものについて、評点を0.7以上1.0未満とする改修工事を行う場合、耐震改修工事に要する経費の1/2以内、かつ上限45万円 (段階的第二段階》) ・段階的第一段階の耐震改修工事を行った後に、耐震診断の評点を0.7以上1.0未満から1.0以上とする改修工事を行う場合、耐震

(平成30年3月現在)

2. 国等の支援制度概要

■ 耐震改修促進税制の概要

対象	税の区分	主な要件など
住宅	所得税	平成33年12月31日までに行った耐震改修工事に係る標準的な工事費用相当額の10%相当額(上限25万円)を所得税から控除
	固定資産税	平成 30 年 3 月 31 日までに耐震改修工事を行った住宅の固定 資産税額(120 ㎡相当部分まで)を1年間1/2に減額 (ただし、通行障害既存耐震不適格建築物である住宅の耐震改修 は2年間1/2に減額)
建築物	法人税、所得税	法により耐震診断が義務付けられる建築物について、平成27年3月31日までに耐震診断結果の報告を行った者が、平成26年4月1日からその報告を行った日以後5年を経過する日までに耐震改修により取得等をする建築物の部分について、その取得価額の25%の特別償却
	固定資産税	法により耐震診断が義務付けられる建築物で耐震診断結果が報告されたものについて、平成26年4月1日から平成32年3月31日までの間に政府の補助を受けて改修工事を行った場合、固定資産税額を2年間1/2に減額(改修工事費の2.5%が限度)

(平成30年3月現在)

■ 住宅ローン減税の概要

対象	税の区分	主な要件など
住宅		耐震改修工事を行い、平成33年12月31日までに自己居住の用に供した場合、10年間、ローン残高の1%を所得税額から控除(現行の耐震基準に適合させるための工事で、100万円以上の工事が対象)

(平成30年3月現在)

■ 独立行政法人住宅金融支援機構による融資制度の概要

■ 出立口以及人口也也以及政府による間負別及び加支				
対象	主な要件など			
	• 対象工事:法に定める計画の認定を受けた改修計画に従って行う 耐震改修工事			
個人向け	融資限度額: 1,000 万円(住宅部分の工事費の80%が上限)金 利: 全期間固定金利			
	償還期間 10 年以内 0.59%、11 年以上 20 年以内 0.90% • 保 証 人:不要			
	• 対象工事:分譲マンション共用部分のリフォーム工事			
マンション	• 融資限度額:500万円/戸(共用部分の工事費の80%が上限)			
管理組合	• 金 利:全期間固定金利 償還期間 10 年以内 0.30%			
向け	• 保 証 人:必要			
. 3.7	※上記は(公財)マンション管理センターの保証を利用する場合			

(平成30年3月現在)